

情報公開審査会答申の概要

答申第 988 号（諮問第 1351 号、第 1454 号、第 1455 号、第 1458 号、第 1460 号、第 1489 号、第 1552 号及び第 1553 号）

件名：復命書及び旅行命令書等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 26 年 12 月 25 日、平成 27 年 1 月 26 日、同月 27 日、同年 2 月 2 日、同月 5 日、同月 9 日、同年 6 月 2 日及び同年 7 月 13 日

2 原処分

平成 27 年 2 月 5 日、同年 3 月 11 日、同年 7 月 16 日、同月 24 日及び同年 8 月 31 日（一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、別表の 2 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 3 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 異議申立て

平成 27 年 2 月 9 日、同年 3 月 13 日、同年 7 月 21 日、同年 8 月 3 日及び同年 9 月 4 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

平成 27 年 3 月 9 日、平成 28 年 3 月 31 日、同年 7 月 28 日及び平成 30 年 3 月 27 日

5 答申

令和 4 年 1 月 28 日

6 審査会の結論

知事が、本件行政文書の一部開示決定において、同表の 3 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、別表の 2 欄に掲げるとおりであり、実施機関は、これら

の文書のうち別表の 3 欄に掲げる部分を同表の 4 欄に掲げる規定に該当するとしてそれぞれ不開示としている。

(3) 本件異議申立てについて

異議申立人は、異議申立書において、別表の 2 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。文書 2 以降についても同じ。）から文書 20 まで及び文書 22 から文書 27 までに係る決定に対しては、それぞれ別表の 4 欄に掲げる根拠規定に該当しない旨を主張していることから、同表の 3 欄に掲げる部分が条例第 7 条第 2 号、第 3 号イ、第 5 号又は第 6 号に該当するか否かについて、以下検討する。

また、異議申立人は、異議申立書において、文書 21 に係る決定に対しては、「条例第 7 条第 2 号に該当しない。」と主張していることから、条例第 7 条第 2 号により不開示しないこととした個人の印影の部分が条例第 7 条第 2 号に該当するか否かについて、以下検討する。

(4) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 2 号該当性について以下検討する。

イ 当審査会において各文書の不開示部分を見分したところ、文書 1 には職員番号、個人の住所、最寄駅等個人の住所が分かる情報、個人の取引契約内容の分かる情報及び個人から意見聴取した内容が、文書 3 及び文書 4 には緊急連絡先である個人の電話番号が、文書 5 には委託事業者の担当者の氏名が、文書 9 にはキュレーターが個人で使用するメールアドレス、署名及び個人の印影が、文書 10 から文書 12 までには署名及び個人の印影が、文書 13 には署名、個人の住所、キュレーターが個人で使用するメールアドレス、ギャラリーの担当者氏名及び個人の印影が、文書 14 には署名及び職員番号が、文書 16 には職員番号が、文書 20 には金融機関の職員の氏名、委託スタッフの氏名、ボランティアスタッフの氏名、個人の住所、署名及び個人の印影が、文書 21 には個人の印影が、文書 22 及び文書 23 には民間法人等の職員の氏名が、それぞれ記載されていることが認められた。

また、実施機関は、文書 9 のうち誕生日が分かる部分を条例第 7 条第 3 号イにより不開示としているが、当審査会において当該部分を見分したところ、生年月日のうち月日の部分が記載されていることが認められた。

これらはいずれも、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であると認められることから、条例第7条第2号本文に該当する。

そして、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

ウ よって、これらはいずれも、条例第7条第2号に該当する。

(5) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、条例第7条第3号イ該当性について以下検討する。

イ 実施機関によれば、条例第7条第3号イにより不開示とした部分は、文書1の作家のアトリエの所在地、文書7の作家の住所が分かる部分、作家の印影及び契約における契約金額の総額が分かる部分、文書9の事業を営む個人の印影、作家の住所が分かる部分、電話番号及びメールアドレス、文書10から文書12までの事業を営む個人の印影、文書13の法人又は事業を営む個人の印影、作家の住所が分かる部分、取引銀行名、口座番号、メールアドレス、作品の評価額及び契約における契約金額の総額が分かる部分、文書14の作家の最寄駅等住所が分かる部分、印影及び契約における契約金額の総額が分かる部分、文書15及び文書16の作家の最寄駅等住所が分かる部分、文書17の作家の最寄駅等住所が分かる部分並びに契約における契約金額の総額が分かる部分及び内訳、文書18の作家の最寄駅等住所が分かる部分、印影及び契約における契約金額の総額が分かる部分、文書19の作品の評価額、文書20の法人の印影、取引銀行名が分かる部分、口座種別、口座番号、口座名義人、事業を営む個人の印影、取引銀行名が分かる部分及び事業を営む個人との契約金額が分かる部分、文書28の作品が写っている部分（以下、文書1の作家のアトリエの所在地から文書28の作品が写っている部分までを「アトリエの所在地等」という。）であるとのことである。

ウ 実施機関によれば、作家の最寄駅等住所が分かる部分などの作家のアトリエの所在地については、事業を営む個人の当該事業に関する情報であるところ、公にすることで、制作中の作品に関する情報の流出や外部か

らの干渉等の影響を受けることなどにより、当該事業を営む個人の作品制作活動に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。また、実施機関によれば、取引銀行名が分かる部分のうち不開示とした振込手数料は、支払先の銀行により異なり、相手方の取引銀行名が推察される情報のため内部管理情報に該当するとのことである。さらに、実施機関によれば、愛知芸術文化センター愛知県美術館（以下「県美術館」という。）で開催した企画展の展示作品については、原則、作品を鑑賞する対価として、入場料の支払いや図録の購入が必要となり、会場写真のうち作品が写っている部分については、これを公にすることにより、作品を鑑賞する対価が得られなくなる等、当該作品を創作した作家の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。そして、実施機関によれば、アトリエの所在地等に含まれるその他の情報についても、公にすることで法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

エ 当審査会において、契約金額の総額の分かる部分を見分したところ、これらの情報は、あいちトリエンナーレ実行委員会と作家等との間でなされた契約に係るものであり、作家等やその作品の評価に係わる情報であることから、これらを公にすることで、当該作家等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められた。また、当審査会においてその他の不開示部分を見分したところ、実施機関の主張するところの内容が記載されており、これらの情報は、法人等又は事業を営む個人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められた。

オ よって、アトリエの所在地等は、条例第7条第3号イに該当する。

(6) 条例第7条第5号該当性について

ア 条例第7条第5号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公共性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

また、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

この考え方に基づき、条例第7条第5号該当性について以下検討する。

イ 文書1について

実施機関によれば、文書1のうち個人から意見聴取した内容が分かる部分には、あいちトリエンナーレの芸術監督の選定に係る個人の意見等が記載されているとのことである。

当審査会においてこれらの部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらは未だ検討が十分でない情報であって、これらを公にすることで、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、関係者が意見聴取の結果が開示されることを意識し、率直な意見を述べなくなるおそれがあり、その結果、芸術監督の選考に係る審議、検討等に必要な情報が得られなくなり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められた。

ウ 文書 6 について

実施機関によれば、文書 6 における平成 27 年度文化芸術による子供の育成事業－巡回講演事業・芸術家の派遣事業－実施校募集案内（暫定版）及び平成 27 年度文化芸術振興費補助金文化芸術グローバル化推進事業募集案内（未定稿）のうち表紙及び目次を除く部分（以下「未定稿部分」という。）は、国と県との間で率直な意見交換を行うために、県の担当者が参加する文化庁の会議にて配布された平成 27 年度文化芸術による子供の育成事業に係る実施校の募集案内の暫定版及び未定稿の平成 27 年度文化芸術振興費補助金に係る文化芸術グローバル化推進事業の募集案内の一部であるとのことである。

当審査会において文書 6 の内容を確認したところ、未定稿部分は未だ検討が十分でない情報であって、これらを公にすることで、未成熟な事業に関する情報が確定的情報としてひとり歩きし、県民に無用な混乱を生じさせるおそれや、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、事業の円滑な実施に向けた率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められた。

エ 文書 24 から文書 27 までについて

実施機関によれば、用務名、場所、相手方、打合せ内容として不開示とした部分には、今後の県美術館の運営について検討するために行った面談等の相手方、面談等の具体的な内容が推察される情報が記載されているとのことである。

当審査会において文書 24 から文書 27 までの内容を確認したところ、これらは一体として、今後の県美術館の運営に係る検討段階の情報であって、これらを公にすることで、未成熟な計画などの情報が確定的情報としてひとり歩きし、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また、これらを公にした場合、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、将来予定されている県内部又は県と独立行政法人等の相手方との間での同種の検討や協議等に際して、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれや、県美術館の運営に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められた。

オ よって、個人から意見聴取した内容が分かる部分、未定稿部分、用務名、場所、相手方、打合せ内容は、条例第 7 条第 5 号に該当する。

(7) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共

団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、第7条第6号該当性について以下検討する。

イ 文書1について

実施機関によれば、文書1のうち個人から意見聴取した内容が分かる部分及び今後の事業展開の方向性について意見交換した内容の分かる部分には、あいちトリエンナーレの芸術監督の選定に係る個人の意見や、瀬戸内国際芸術祭2016との事業連携等に関する相手方の意見等が記載されているとのことである。

当審査会においてこれらの部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらを公にすることで、関係者が率直な意見を述べることを躊躇し、相手方との率直な意見交換ができなくなり、その結果、意見聴取・意見交換等が形骸化してしまうことから、県の機関が行う国際芸術祭推進事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

ウ 文書2及び文書8について

実施機関によれば、文書2及び文書8のうち顧問弁護士の見解が分かる部分には、肖像権侵害のおそれがある作品展示のあり方についての顧問弁護士の見解が記載されており、これは今後争いが起こった際に当事者間で重要な情報となるとのことである。

当審査会においてこれらの部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらを公にすることで、今後の同種の紛争に関して、顧問弁護士が率直な意見を表明することを躊躇するおそれがあり、争訟に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

エ 文書5について

当審査会において文書5の不開示部分を見分したところ、そこには、文化庁職員の個人メールアドレスが記載されており、文化庁職員の個人メールアドレスは、一般に公にされているものではないところ、これを公にすることで、当該職員の担当事務とは無関係な問い合わせや意見等が寄せられるなど、適切な問い合わせ窓口の利用が損なわれるおそれや当該職員の職務遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、国が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

オ 文書6について

当審査会において文書6の内容を確認したところ、未定稿部分には、前記(6)ウで述べたとおり、未だ検討が十分でない情報が記載されており、「暫定版」や「未定稿」と記載されているとおり、これらは公にすること

が想定されていない情報であって、公にすることで、国と県との間で率直な意見交換ができなくなり、国及び県が行う文化芸術による子供の育成事業及び文化芸術振興費補助金に係る文化芸術グローバル化推進事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

カ 文書 24 から文書 27 までについて

当審査会において文書 24 から文書 27 までの内容を確認したところ、用務名、場所、相手方、打合せ内容の部分には、前記(6)エで述べたとおり、今後の県美術館の運営に係る検討段階の情報が記載されており、これらを公にすることで、相手方との信頼関係が損なわれ、相手方との率直な意見の交換ができなくなり、今後の美術館運営に必要な情報について、十分かつ正確に把握できなくなるおそれがあるなど、美術館運営事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

キ これらのことからすれば、個人から意見聴取した内容、今後の事業展開の方向性、顧問弁護士の見解のわかる部分、文化庁職員のメールアドレス、未定稿部分、用務名、場所、相手方、打合せ内容は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(8) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1. 諮問	2. 対象行政文書	3. 開示しないこととした部分	4. 根拠規定
第 1351 号	文書 1 ・職員 A に係る平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 12 月 25 日までの復命書及び旅行命令書	<ul style="list-style-type: none"> ・職員番号 ・個人の住所、最寄駅等個人の住所が分かる部分 ・個人の取引契約内容の分かる部分 	条例第 7 条第 2 号
		<ul style="list-style-type: none"> ・作家のアトリエの所在地 	条例第 7 条第 3 号イ
		<ul style="list-style-type: none"> ・個人から意見聴取した内容 	条例第 7 条第 2 号、第 5 号及び第 6 号
		<ul style="list-style-type: none"> ・今後の事業展開の方向性について意見交換した内容 	条例第 7 条第 6 号
第 1454 号	文書 2 ・作品展示に関する検討会議議事録	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、電話番号 	条例第 7 条第 2 号
	文書 3 ・道路使用許可申請書(平成 25 年 4 月 12 日付け及び同年 7 月 22 日付け) 文書 4 ・道路使用許可証(平成 25 年 4 月 16 日付け及び同年 7 月 24 日付け) 文書 5 ・平成 25 年度「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ」事業の採択の決定について(通知)	<ul style="list-style-type: none"> ・顧問弁護士の見解が分かる部分 ・文化庁職員のメールアドレス 	条例第 7 条第 6 号

1. 諮問	2. 対象行政文書	3. 開示しないこととした部分	4. 根拠規定
	文書 6 ・平成 26 年 11 月 5 日付け復命書	・「平成 27 年度文化芸術による子供の育成事業－巡回講演事業・芸術家の派遣事業－実施校募集案内（暫定版）」及び「平成 27 年度文化芸術振興費補助金 文化芸術グローバル化推進事業募集案内（未定稿）」のうち表紙及び目次を除く部分	条例第 7 条第 5 号及び第 6 号
第 1455 号	文書 7 ・「あいちトリエンナーレ 2013」作品制作及び展示業務契約書（B 氏に係るもの） 文書 8 ・作品展示に関する検討会議議事録 文書 9 ・「あいちトリエンナーレ 2013」への参加について（依頼）（B 氏に対するもの）及び参加同意書（B 氏に係るもの） 文書 10 ・「あいちトリエンナーレ 2013」へのご所蔵作品の出品について（依頼）（B 氏に対するもの）及び出品承諾書（B 氏に係るもの） 文書 11 ・映像作品を撮影し公開していることについて団体の意向を B 氏が確認した文書 文書 12 ・図版・写真等の複製使用及び写真・映像撮影に関する承諾書	・個人（作家含む）の署名 ・個人の氏名、住所、印影、メールアドレス ・法人又は事業を営む個人（作家含む）の印影、取引銀行名及び口座番号 ・作家の住所が分かる部分、電話番号、メールアドレス、誕生日が分かる部分 ・作品の評価額、契約における契約金額の総額が分かる部分 ・顧問弁護士の見解が分かる部分	条例第 7 条第 2 号 条例第 7 条第 3 号イ 条例第 7 条第 6 号

1. 諮問	2. 対象行政文書	3. 開示しないこととした部分	4. 根拠規定
	文書 13 ・「あいちトリエンナーレ 2013」C 氏作品制作及び展示業務契約書始め 73 件		
第 1458 号	文書 14 ・振替伝票（平成 25 年 6 月 14 日、6 月 28 日、10 月 31 日、11 月 29 日）	作家の署名、職員番号	条例第 7 条 第 2 号
	文書 15 ・予算執行書:アーティスト等の下見に係る旅費の執行について 文書 16 ・旅行依頼書及び旅行確認書（B 氏に係る平成 25 年 5 月 2 日分及び 5 月 17 日分） 文書 17 ・予算執行書:「あいちトリエンナーレ 2013」作品制作及び展示業務委託契約について（B） 文書 18 ・支出負担行為決議書（B 氏に係る「あいちトリエンナーレ 2013」作品制作及び展示業務委託契約） 文書 19 ・予算執行書:「モバイルトリエンナーレ」出品謝金について振替伝票（平成 25 年 6 月 14 日、6 月 28 日、10 月 31 日、11 月 29 日）	作家の最寄駅等住所が分かる部分、印影、取引銀行名が分かる部分、ビデオ作品以外の作品の評価額、契約における契約金額の総額が分かる部分及び内訳（謝金、旅費に関する部分を除く）	条例第 7 条 第 3 号イ

1. 諮問	2. 対象行政文書	3. 開示しないこととした部分	4. 根拠規定
第 1460 号	文書 20 ・振替伝票(あいちトリエンナーレ実行委員会の支出に係るもの。平成 25 年 1 月分)	・個人の氏名、住所、印影及び署名	条例第 7 条第 2 号
		・法人の印影、取引銀行名が分かる部分、口座種別、口座番号及び口座名義人 ・事業を営む個人の印影、取引銀行名が分かる部分 ・事業を営む個人との契約金額が分かる部分	条例第 7 条第 3 号イ
第 1489 号	文書 21 ・MARC (機械可読目録) 提供業務契約書	・個人の印影	条例第 7 条第 2 号
		・法人の印影 (※)	条例第 7 条第 3 号イ
第 1552 号	文書 22 ・復命書 (平成 26 年 7 月 18 日出張分) 文書 23 ・復命書 (平成 26 年 8 月 27 日～28 日出張分) 文書 24 ・復命書 (平成 26 年 9 月 4 日出張分) 文書 25 ・復命書 (平成 26 年 10 月 14 日出張分) 文書 26 ・復命書 (平成 26 年 10 月 29 日出張分) 文書 27 ・復命書 (平成 26 年 11 月 13 日出張分)	・氏名	条例第 7 条第 2 号
		・用務名、場所、相手方、打合せ内容	条例第 7 条第 5 号及び第 6 号
第 1553 号	文書 28 ・「これからの写真展」会場写真	・作品が写っている部分	条例第 7 条第 3 号イ

※異議申立て対象外